

## これからの市立高等学校のあり方に関する有識者会議 開催要綱

令和6年1月29日

教育長決定

(趣旨)

第1条 文部科学省の「普通科改革」や、今後予想される更なる少子化及びグローバル化の進展をふまえ、これから市立高等学校が育成すべき人材とそのために必要な教育内容など今後の市立高等学校のあり方の検討を行うにあたり、専門的な見地から幅広い意見を求めることを目的として、これからの市立高等学校のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者
- (3) 高等学校教育に従事する者
- (4) 人材育成の知見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第5条 有識者会議は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(有識者会議の公開)

第6条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附 則（令和6年1月29日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月29日より施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。